

会計取引の意味論(1)

田 中 茂 次

目 次

- はじめに——複式簿記基礎理論の再構成のために
- I 問題の提起——二元論から一元論へ
- II 一元論の体系
 - 1 二元性と複式性
 - 2 仕訳の全体構造
 - 3 合計残高試算表から財務諸表へ
- III 合計残高試算表
 - 1 合計残高試算表と純損益計算
 - 2 純損益の資本金振替仕訳の追加
- IV 精算表
- V 財産法の不思議
- VI 資産負債アプローチと二元論
- おわりに

はじめに——複式簿記基礎理論の再構成のために

複式簿記については、これまでおびただしいほどの入門書が出版され、複式簿記の歴史的展開の過程やその構造論的側面の解明についても、多くの論者たちによって様々な角度から議論が積み重ねられてきた。しかしながら、その計算構造論的側面の理解については、未だに一致した明確な構造観が形成されているとはいえず、多くの問題を残したまま現在にいたっている。以下の議論は、理論面ではもちろんのこと、教育面でも、このままの状態ではよいのかという基本的な疑問から出発している。

I 問題の提起——二元論から一元論へ

複式簿記の入門書では、最初に勘定の記入法則について説明するのが一般であるが、そこでは、暗黙のうちに、二元論を前提においている。図表1に「簿記教科書の勘定記入法則」と題してそれを示している¹⁾。ここでは、「資産の『増加』はその勘定の借方へ、『減少』は貸方へ記入し、負債や資本の『増加』はその勘定の貸方へ、『減少』は借方へ記入する。また、収益の『発生』はその勘定の貸方へ記入し、費用の『発生』はその勘定の借方へ記入する」という具合である。収益や費用の発生は、収益の増加、費用の増加ともいうことができるので、一般に、資産・負債・資本・収

図表1 簿記教科書の勘定記入法則

資産勘定		負債勘定	
増加 +	減少 -	減少 -	増加 +
		資本勘定	
		減少 -	増加 +
費用勘定		収益勘定	
発生 +			発生 +

勘定記入法則：
 資産の増加はその勘定の借方へ、その減少は貸方へ記入する。負債資本の増加はその勘定の貸方へ記入し、その減少は借方へ記入する。収益の発生はその勘定の貸方へ記入し、費用の発生は借方へ記入する。

1) 加古宣士・渡部裕亘・片山覚 [編著] (2007) 「簿記講義3級・商業簿記」中央経済社、20頁。

益・費用について、「増加・減少」という用語を使って説明しているということができる。「増加・減少・発生」という日常語を用いたこのような説明法は、複式簿記の初心者に勘定記入の法則を技術的に習得させる場合、その記入規則を暗記させる方法としては確かに有効である。しかし、このような説明法がそのまま複式簿記の計算構造の客観的な理解へと結び付くかという点については疑問を持たざるを得ない。

この常識的な記号の付け方が意味論の場で見ると問題性をはらむものとなる。複式簿記では、記入される数値にプラス・マイナスの符号を付けることはない。ところが、符号を付けない場合、通常の計算式では「プラス」を意味する。例えば、「 $5-3=2$ 」という式では5にプラスを付けない。簿記教科書の記入規則では、まず、資産・負債・収益・費用がすべてプラス符号付きで発生し、それが取引過程の中で減少を伴いながら変動しているという考え方に立っている。

他方、複式簿記では数値にプラス・マイナスの符号を付けることはないが、その増減過程を「借方・対・貸方」という空間的な対立で表現していることは誰でも認めるであろう。資産の増加(+)が借方であれば、その減少(-)は貸方であるときまっている。

いま、図表2に「会計学上の通念としての二元論」と題して示したものは、先の図表1に示した簿記教科書の勘定記入規則うち、貸借対照表はそのまま損益勘定だけを書き換えたものである。ここでの損益勘定は後述する一元論と同じである。

損益勘定についても、貸借対照表勘定と同じく、その数値にプラス・マイナスの符号を付けることはない。しかし、それにもかかわらず、意味論上、収益の発生がプラスで費用の発生がマイナスであることについて異論はないであろう。さらに、損益勘定では、純損益は「純損益 = 収益 - 費用」という式で計算されるので、損益勘定については、通念としても、明

図表2 会計上の通念としての二元論

資産勘定		負債勘定	
増加 +	減少 -	減少 -	増加 +
		資本勘定	
		減少 -	増加 +
費用勘定		収益勘定	
増加 -	減少 +	減少 -	増加 +

(1) 一元論との対比：貸借対照表勘定のうち、負債資本勘定については二元論と同じである。これに対して、損益勘定については一元論と思われる。

(2) 損益勘定を一元論で理解した場合、貸借対照表勘定と損益勘定との間に連携が成立しない。以下、金額を x で示す。

(イ) 修繕引当金の例：

(借) 修繕費 - x (貸) 修繕引当金 + x

※一元論により「(貸) 修繕引当金 - x」となるべきである。

(ロ) 債務免除益の例：

(借) 借入金 - x (貸) 債務免除益 + x

※一元論により「(借) 借入金 + x」となるべきである。

(3) 合計残高試算表、精算表等は通念上の二元論に従って作成されている。

確かにプラス・マイナスの符号付きで考える習慣が形成されている点も見逃すことはできない。損益勘定については一元論で理解するようになるのが自然でもある。

これに対して、貸借対照表勘定の解釈についてはその通念も依然として二元論のままである。期末に作成される合計残高試算表や精算表についても、貸借対照表勘定については二元論のままである。借方と貸方という対立形式を前提におく勘定記録から離れて計算書という別の表現の領域に移る場合、あえてマイナス符号は用いることなく無符号のまま押し通す結果

となる。このような状況から生ずるいくつかの問題点については以下の考察で明らかにしてゆく。

貸借対照表勘定のうち、資産勘定について資産増加がプラスで資産減少がマイナスという点では、一元論も二元論も同じである。両論の対立は負債資本勘定の解釈にある。二元論は負債資本増加をプラスとしその減少をマイナスとしている。負債資本増加をマイナスとし、その減少をプラスとする一元論と真っ向から対立する。

このような通念上の二元論の矛盾は同図表の(2)に示したように収益費用取引の仕訳を見るとわかる。例えば、(イ)では負債性引当金の増加の例として修繕引当金の仕訳を示しているが、二元論では貸方の負債増加はプラス符号付きとなり費用側のマイナス符号と連携しない。これは費用取引であるから、貸方もマイナス符号付きでなければならない。二元論の誤りを最も鮮明に示す事例が(ロ)の債務免除益の仕訳であろう。本来、債務の帳消しが債務者に利益をもたらすことは当然である。過去に金銭を借り入れ、いずれ返済しなければならない債務を返済せずにすむのであれば、過去に受け入れた金銭について債務者に利得となるのが当然である。しかし、二元論によれば、負債の減少はマイナスとされることになり、プラス符号付きの貸方の債務免除益と結び付かない。二元論の貸借対照表勘定が一元論の損益勘定と完全に連携することはないのである。合計残高試算表や精算表などの計算表で適用されているのは、この通念としての二元論である。

このようにして残るのは一元論だけである。一元論による勘定記入規則は図表3に示したとおりである。複式簿記の計算構造は意味論の場合で見ると、極めて単純にプラスとマイナスの連鎖から成り立っている。プラス・マイナスの符号を付けるとなると、それは複式簿記の根幹に迫る意味論の場合へと足を踏み入れたことになるが、この意味論では一元論が正当で

図表3 一元論

資産勘定		負債勘定	
増加 +	減少 -	減少 +	増加 -
		資本勘定	
		減少 +	増加 -
費用勘定		収益勘定	
増加 -	減少 +	減少 -	増加 +

資産の増加は借方でプラス，その減少は借方でマイナスである。負債資本の増加は貸方でマイナス，減少は借方でプラスである。収益の増加は貸方でプラス，その減少は借方でマイナスである。費用の増加は借方でマイナス，その減少は貸方でプラスである。

ある。すべての貸借対照表勘定について借方はプラス符号付きで貸方はマイナス符号付きであり，すべての損益勘定について貸方はプラス符号付きであり借方はマイナス符号付きである。

常識的と見られる二元論のどこに問題があるのか。以下，一元論の立場から見た複式簿記の計算構造論の内容を展開しながら，同時に，二元論の問題点をも明確にすることに重点をおくことにする。

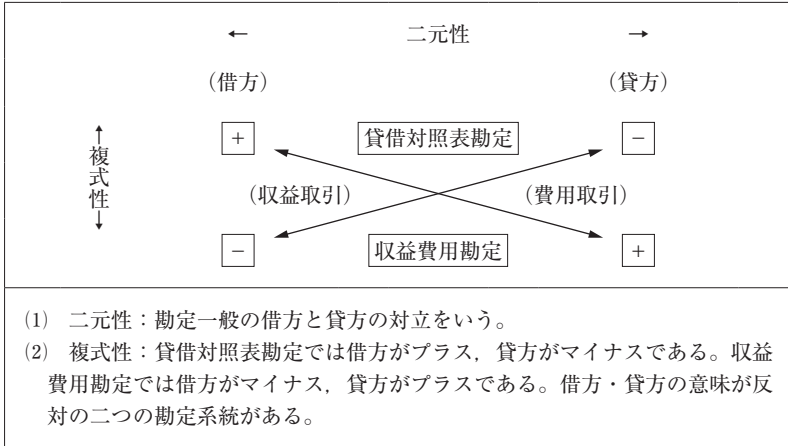
II 一元論の体系

1 二元性と複式性

しばらく，一元論の観点から，複式簿記の仕訳の全体構造を明らかにしておきたい。図表4にそれを示している。

会計の処理過程は先ず仕訳から始まる。何らかの取引が経験的に認識さ

図表4 複式簿記の二元性と複式性



れると、それは先ず、ある勘定の借方と他の勘定の貸方に同価値を伴って振り分けられる。図表4にその全体構造を示している。複式簿記では、一般にプラス・マイナスの関係を示すために勘定ごとに、借方(左側)と貸方(右側)という空間的対立関係を利用する。これを筆者は二元性という。他方、複式簿記には貸借対照表勘定と収益費用勘定という二つの勘定群が備わっている。貸借対照表勘定では借方がプラスで貸方がマイナスであるのに対して、収益費用勘定では貸方がプラスで借方がマイナスである。収益取引とは貸借対照表の借方(+)と収益費用勘定の貸方(+)を結ぶ取引であり、費用取引とは貸借対照表勘定の貸方(-)と収益費用勘定の借方(-)を結ぶ取引をいう。この関係を複式性と呼んでいる。なお、ここで取引仕訳というのは、取引先のある通常取引に関連する仕訳のみならず、取得原価評価、時価評価または公正価値評価というような広い意味での評価原則にしたがった仕訳など、複式簿記機構を利用してなされるすべての仕訳をいう。

以上のような定義で、実は複式簿記の基本的な計算構造は定義済みである。なぜならば、どのような取引仕訳も収益取引と費用取引の集合に分解可能だからである。ここでは詳論を避けるが、通常の交換取引の仕訳も収益取引仕訳と費用取引仕訳の結合に分解可能である。深層構造論はこのような認識のうえに立っている。

2 仕訳の全体構造

ところで、貸借対照表や損益計算書のような財務諸表を作成するのであれば、取引仕訳のほかに、さらに収益費用項目の資本金振替仕訳が不可欠であることを見逃してはならない。個々の取引ごとに記録する「収益費用取引の仕訳」のほかに、その「資本金振替仕訳」が追加されなければ財務諸表は貸借均衡せず完成しない。ここで、振り替えられる勘定は会社法上では繰越利益剰余金となるが、ここでは一般の簿記教科書に従い、単に資本金振替仕訳と呼ぶことにする。図表5に、複式簿記の機構内で行われる仕訳一般の全体構造を示している。

ここでは深層構造と表層構造を区別して仕訳の全体構造を明らかにしている。深層構造上、取引仕訳には収益取引仕訳①①と費用取引仕訳②②がある。それぞれに資本金振替仕訳③を追加することによって貸借対照表や損益計算書は貸借均衡する。まず、収益取引仕訳①①については資本金振替仕訳①③が追加される。その結果、貸借対照表では、プラス符号付きの収益取引仕訳①①(借方)にマイナス符号付きの資本金振替仕訳①③(貸方)が対応し、ゼロ等式を成立させる。また、損益勘定については、プラス符号付きの収益勘定①①(貸方)にマイナス符号付きの資本金振替仕訳①③(借方)が対応し、ゼロ等式を成立させる。費用取引仕訳②②とその資本金振替仕訳②③についても同様に考えることができる。

図表5 複式簿記の仕訳の全体構造

損益取引仕訳と資本金振替仕訳	
<p>貸借対照表と損益計算書は損益取引仕訳に資本金振替仕訳を追加して初めて貸借均衡する。プラス符号付きの収益勘定はマイナス符号付きで資本金勘定に振り替えられ、マイナス符号付きの費用勘定はプラス符号付きで振り替えられる。つまり、取引仕訳と資本金振替仕訳はプラス・マイナス反対の符号で振替えられる。以下、仕訳の金額を x とする。</p>	
(1) 深層構造：	
① 収益取引仕訳と資本金振替仕訳	
①	<p> ① 収益取引仕訳：(借) 貸借対照表勘定 $+x$ (貸) 収益勘定 $+x$ ② 資本金振替仕訳：(借) 収益勘定 $-x$ (貸) 資本金勘定 $-x$ ※ゼロ等式の成立：貸借対照表では①「(借) 貸借対照表勘定 $+x$」と②「(貸) 資本金勘定 $-x$」が関係してゼロ等式を構成し、損益計算書では②「(借) 収益勘定 $-x$」と①「(貸) 収益勘定 $+x$」が関係してゼロ等式が成立する。 </p>
② 費用取引仕訳と資本金振替仕訳	
①	<p> ① 費用取引仕訳：(借) 費用勘定 $-x$ (貸) 貸借対照表勘定 $-x$ ② 資本金振替仕訳：(借) 資本金勘定 $+x$ (貸) 費用勘定 $+x$ ※ゼロ等式の成立：貸借対照表では②「(借) 資本金勘定 $+x$」と①「(貸) 貸借対照表勘定 $-x$」が関係してゼロ等式を構成し、損益計算書では①「(借) 費用勘定 $-x$」と②「(貸) 費用勘定 $+x$」が関係してゼロ等式を構成する。 </p>
(2) 表層構造：	
(a)	<p> ① 損益取引仕訳：①①と②①のように、個々に損益勘定に振り替えられ、期末時点で「純」損益部分のみが資本金勘定に振り替えられる。 </p>
(b)	<p> ② 交換取引仕訳：同額の収益取引①①「(借) 貸借対照表勘定 $+x$」と費用取引②①「(貸) 貸借対照表勘定 $-x$」の結合体である。①①「(貸) 収益勘定 $+x$」と②①「(借) 費用勘定 $-x$」が相殺消去され、それに付随する①②「(貸) 資本金勘定 $-x$」と②②「(借) 資本金勘定 $+x$」も相殺消去される。そのため、この取引仕訳が資本金勘定の純増減に作用することはない。交換取引のうち、増資や減資などの資本取引は取引仕訳それ自身が資本金に増減をもたらす。かくて資本金に増減をもたらす仕訳の総体は、損益取引仕訳の純損益振替部分とそれ自身が取引仕訳である資本取引仕訳部分の合計額から構成される。 </p>

追加した符号から明らかなように、貸借ともにプラスの収益取引仕訳に追加される資本金振替仕訳は貸借ともにマイナス符号付きであり、貸借ともにマイナスの費用取引に追加される資本金振替仕訳は貸借ともにプラス符号付きである。つまり、資本金振替仕訳は取引仕訳とは反対の符号で振り替えられることになる。取引仕訳の記録から財務諸表の作成までを捉える場合、取引仕訳と資本金振替仕訳という二つの仕訳が分離不可能な一つのセットとして機能していると思わなければならない。

次に表層構造を見よう。ここでは取引仕訳を大きく損益取引と交換取引に二分することができる。損益取引は損益勘定に振り替えられる取引であり、深層構造上の損益取引と同様に考えることができる。経験的に認識された収益取引と費用取引はいったん損益集合勘定に振り替えられ、決算時に収益と費用の同額部分は相殺され、純損益部分のみが一括して資本金勘定に振り替えられる。他方、交換取引については、個々の取引仕訳は同額の収益取引と費用取引に分解可能であるから、同じように、それぞれの取引仕訳に資本金振替仕訳を追加して考えることができる。交換取引は収益取引と費用取引が同額で結合したものであるから、資本金勘定振替仕訳も同額となり、貸借対照表上で相殺消去される。すなわち、同額の収益取引①③の貸方「収益勘定 + x」と費用取引②③の借方「費用勘定 - x」とが相殺消去され、さらに、収益取引①④の貸方「資本金 - x」と費用取引②④の借方「資本金 + x」とが相殺消去され、資本金勘定に純変動をもたらすことはない。

通常仕訳の「交換取引」のなかには、増資や減資など資本の部の勘定項目を直接に変動させる取引仕訳も含まれる。これは取引仕訳でありながらも同時に資本金勘定に純変動をもたらす取引である。例えば増資取引の通常仕訳は「(借) 現金 x (貸) 資本金 x」となり交換取引の部類に含まれる。分解仕訳を適用すると、「(借) 現金 + x (貸) 現金増 + x」(収益取引仕訳)

と「(借) 資本金増 - x (貸) 資本金 - x」(費用取引仕訳) という二つの仕訳の結合となる。この仕訳のうち、貸借対照表勘定だけを見ると「(借) 現金 + x (貸) 資本金 - x」となり、ゼロ等式が成立する。このように、取引仕訳には、(1) 損益勘定を通して資本勘定に純増減をもたらす収益費用取引と、(2) 取引仕訳(交換取引仕訳) であると同時に資本金勘定そのものに純増減をもたらす取引が存在することになる。帰するところ、資本金勘定の増減は、損益勘定から振り替えられた「純損益相当部分」と資本取引による「資本金増減部分」の二つから構成されることになる。

以上で明らかにしたように、深層構造では、経験的に認識された個々の取引仕訳ごとにそれと反対の符号を持つ資本金振替仕訳が追加され、両者の結合仕訳が一つのセットとして機能していると見ることができる。筆者がこのことを特に強調するのは、取引仕訳と財務諸表との関連を考慮するさいに、これを無視するか、あるいは軽視する理論が意外に多いからである。複式簿記の教科書では、期末決算の仕訳の一部分としては必ず資本金振替仕訳が説明されている。しかし、それにもかかわらず、実は理論的場面になるとこれを無視した議論が多い。しかもそれが二元論と結び付いて始末の悪いものになっている。筆者が「資本金振替仕訳無視の議論」と呼ぶものがこれである。

先に、収益費用取引仕訳と資本金振替仕訳とを「一つのセット」と見るべきであるとした。事実、認識された収益費用取引をどの時点で資本金勘定に振り替えるかという問題は、単に実務上の便宜に依存する。制度的には一年決算であっても、半期ごと、4半期ごと、さらに一月ごとに決算を行い、財務諸表を作成するとなれば、それだけ資本金振替仕訳を行う度数は多くなるはずである。つまり、決算期間を短くすればするほど、先に述べたような「取引仕訳と資本金振替仕訳を一つのセットと見る定義法」に近づくことになる。当然、深層構造では一個の取引仕訳がなされることに

一対一の関連で資本金振替仕訳が追加されるものと見ても問題はない。また、個々の取引の認識ごとに資本金に振替えると思えば、取引の発生ごとに一対一の関係で資本金勘定に振替えていることになり、振替額に相当する資本金の変動計算を期中の「損益取引仕訳と連動する変動差額計算」として捉えることもできる。

純損益の資本金振替仕訳が軽視される原因の一つとしては、「振替」という用語の不明確さもあるのではないと思われる。というのは、通常、振替という用語は一般に「取引仕訳」そのものにも用いられているからである。このことは、ある企業の個人名義 A の普通預金から他の企業の個人名義 B の普通預金へ支払いを行うという取引そのもの手続きにも「振込・振替」等の用語が用いられるのを見てもわかる。振替という語が取引仕訳でも併用されているのである。この振替は A の資産 (+) から B の資産 (+) への振替であってプラス符号は変わらない。これに対して、損益勘定から資本金勘定への振替は、同じ貸方でありながら、構造的に損益勘定貸方 (+) から資本金勘定貸方 (-) への振替である。誤解はこれらを混同したところから起こる。資本金振替仕訳を、損益勘定での「貸方残高」としての純利益 (+) から、同じ「貸方残高」としての資本金勘定 (+ と誤解) への振替とみなせば、現在の負債資本アプローチのように、資本の部を「純資産」(+) と「同視」する見解がうまれる。

貸借対照表勘定と損益勘定との関連を見よう。損益勘定では、純利益は「総収益 (貸方総額) - 総費用 (借方総額) = 純利益」という計算式によって、「貸方残高としての純利益」が直接に計算表示されている。この意味で損益勘定は自立的であり、それ自体では資本金勘定への振替仕訳は要求されない。すなわち、自己充足的である。他方、取引仕訳としての損益勘定は一対一の関係で貸借対照表勘定の変動と結び付いている。貸借対照表勘定の側で貸借対照表を貸借均衡させ、それを完成させるためには、どう

しても、資本金振替仕訳が追加的に必要となる。この追加により、損益勘定はもちろん貸借対照表勘定でも貸借均衡し、合計額はプラスとマイナスでゼロとなる。二つの財務表において、最終的に「ゼロ等式としての貸借均衡」が成立する。

会計では、従来「貸借均衡」という用語について、しばしば、天秤がその比喩として用いられてきた。いま、この天秤の例でいえば、左側がプラス100グラムであれば、右側もプラス100グラムでなければならない。片方がマイナス100グラムでは釣り合わない。この比喩との関連でいえば、左側も右側も「同じ符号」で釣り合うのは、図表4が示すように、収益取引(借方も貸方もプラス)と費用取引(借方も貸方もマイナス)の仕訳と、それぞれに付随する資本金振替仕訳、すなわち、収益取引の資本金振替仕訳(借方も貸方もマイナス)と費用取引の資本金振替仕訳(借方も貸方もプラス)だけである。そして、その結果として、貸借対照表と損益計算書では、それぞれ借方と貸方の間でゼロ等式が成立し貸借均衡する。すなわち、貸借対照表では借方の資産勘定の合計額(+)と貸方の負債資本合計額(-)が同金額で均衡し、損益計算書では借方側の合計額(-)と貸方側の合計額(+)で均衡する。このようにして、同符号での貸借均衡は、深層構造上での取引仕訳、すなわち、収益取引仕訳及び費用取引仕訳と、それぞれに付随する資本金振替仕訳についてのみ成立している。深層構造上に収益取引(プラスとプラスの均衡)と費用取引(マイナスとマイナスの均衡)を仮定すれば、あとは、それと符号が反対の資本金振替仕訳を追加的に想定するだけで、複式簿記の計算構造の基本は説明可能となる。

ここで、図表6に注意書きの意味を込めて、二つの点を挙げておいた。第一に、一般に取引の8要素として呼ばれている図表は、取引仕訳のみを含み、純損益の資本金振替仕訳は含まない。表題が「取引」の8要素とされているので、これはこれで問題はない。ただし、ここではまだ財務諸表

図表6 取引の8要素と合計残高試算表

<p>(1) 取引の8要素 会計仕訳を表すものとされる「取引の8要素」は取引仕訳④のみを示し、資本金振替仕訳⑤を含まない。財務諸表はまだ作成されていない。</p> <p>(2) 合計残高試算表等 決算時に作成される合計残高試算表や精算表は取引仕訳のみによって構成され、資本金振替仕訳を含まない。</p>

は作成されていないのであって、それとは直接には結び付かないという点に注意すべきである。第二に、決算時に作成されるいくつかの計算書、例えば、合計残高試算表や精算表なども、すべて純損益の資本金振替仕訳を含まない点に注目しなければならない。以下、ここからどのような問題が生ずるかに注目してゆくことにする。

3 合計残高試算表から財務諸表へ

会計実務では、期末に合計残高試算表や精算表を作成し、そこから貸借対照表及び損益計算書を作成するものとされている。ここでは先ず合計残高試算表を取り上げ、図表7で、それと貸借対照表及び損益計算書との関連性を示している。ここでは表を「合計試算表」としているが、これは通常の合計残高試算表のうち、特に「合計額」の欄の記入だけを抜き出したものである。貸借対照表勘定を見ると、通常、個々の勘定科目ごとに期首残高に当期増減額を加減してゆくが、ここではすべての貸借対照表勘定を理論的に総括して、期首資産、期首負債及び期首負債の三つに再分類し、それに期中の増減額を加減する形で示している。まず、「期首資産残高＝期首負債残高＋期首資本残高」という貸借均衡のゼロ等式が成立している。ついで、分類項目ごとに、期中の増加額と減少額が記入される。資産であれば、「期首資産＋資産増加－資産減少＝期末資産」という関係にあ

図表7 合計残高試算表から財務諸表へ

合計試算表			
期首資産	+	期首負債	-
資産増加	+	期首資本	-
負債減少	+	資産減少	-
資本減少	+	負債増加	-
費用	-	資本増加	-
		収益	+
合計額	〃	合計額	〃

貸借対照表			
資産	+	負債	-
		資本	-
		資本金(振替)	-
合計額	+	合計額	-

損益計算書			
費用	-	収益	+
純利益(振替)	-		
合計額	-	合計額	+

説明：

- (1) 合計試算表は通常の合計残高試算表のうち、合計額の欄だけを抜き出したものである。一元論の符号を付けている。
- (2) 合計試算表は純損益の資本金振替仕訳を追加する以前の試算表にすぎない。最下行の借方合計額は貸借対照表勘定のプラス金額と費用勘定のマイナス金額について、貸方合計額は貸借対照表勘定のマイナス金額と収益勘定のプラス金額について、そのプラス・マイナスの意味を無視した「絶対値」のみを合計した額にすぎず、その合計額に意味はない。これに純損益の資本金振替仕訳を追加して初めて意味のある財務諸表が作成される。
- (3) 合計試算表の貸借対照表勘定記入は諸項目の前期繰越残高を含むが期首貸借対照表はゼロ等式で貸借均衡しているので、貸借合計差額は期中の純変動差額を示す。

る。負債項目と資本項目についても同様である。純利益の資本金振替仕訳が想定されていないので、ここではまだ貸借均衡していない。貸借対照表勘定では、借方の記入総額が貸方のそれを超過する額が純利益額に相当することは明らかであろう。そして期首残高はゼロ等式で貸借均衡しているので、これが期中の資産、負債及び資本の変動差額（増加減少額）の純額を示すことも明らかであろう。

ここでは、各項目に一元論の符号を付けている。この符号を付けることによって、この合計試算表の単なる試算表としての性格が明確に浮かび上がる。合計額の数値が意味のないものであることが一目瞭然となるからである。借方は貸借対照表勘定の借方数値（+）と損益勘定の借方数値（-）について、その符号を無視して絶対値だけを加算した合計額であり、その貸方は貸借対照表勘定の貸方数値（-）と損益勘定の貸方数値（+）について、その符号を無視してその絶対値だけを加算した合計額である。これらの合計額に意味のないのは当然である。このことはこれまでも直観的には理解されていて、この合計残高試算表は、ただ、期中の取引の記録が貸借平均の原則にしたがって正しく記録されたかということを検算するための表としてのみ作成されるにすぎない。

Ⅲ 合計残高試算表

1 合計残高試算表と純損益計算

ここで、簡単な事例を設定して合計残高試算表を作成すると、図表8のようになる。この試算表の意味については先に述べた。ただ、ここでは各数値に一元論によるプラス・マイナスの符号を付けている。このように符号を付けてみると、まず、第一に、この一元論の符号と比べると、通常の合計残高試算表では、借入金と資本金の貸記がプラス符号（無符号）となっており、二元論に立っていることがはっきりする。

図表8 合計残高試算表

<p>[設例] 期首貸借対照表は現金30, 商品70, 借入金40, 資本金60である。数値に一元論のプラス・マイナス符号を付ける。</p> <p>① 商品20を現金払いで仕入れた。 (借) 商品 + 20 (貸) 現金 - 20</p> <p>② 取得原価40の商品を65で現金販売した。仕訳は売上原価法による。 (借) 現金 + 65 (貸) 売上 + 65 (借) 売上原価 - 40 (貸) 商品 - 40</p> <p>③ 借入金10を現金で返済した。 (借) 借入金 + 10 (貸) 現金 - 10</p> <p>④ 資本金12を現金で受け入れた。 (借) 現金 + 12 (貸) 資本金 - 12</p>				
合計残高試算表				
借方残高	借方合計	勘定科目	貸方合計	貸方残高
+ 77	+ 107	現金	- 30	
+ 50	+ 90	商品	- 40	
	+ 10	借入金	- 40	- 30
		資本金	- 72	- 72
		売上	+ 65	+ 65
- 40	- 40	売上原価		
167	247	合計額	247	167
<p>説明：合計額はプラス・マイナス符号付きの諸項目の絶対値のみだけを加算したものであり、それ自体、意味のない合計額である。通常の合計残高試算表では、借入金残高30, 資本金残高72となっており、符号を付けると借入金+30, 資本金+72となり、二元論の符号の付けかたとなっている。</p>				

実務が二元論をとることを主張しているわけではないが、結果的に二元論になっているのである。合計欄から残高欄の数値を計算する場合、例えば商品勘定であれば、合計欄の借方合計90から貸方合計40を控除(マイナス)して借方残高50を計算している。確実にプラス・マイナスの計算がな

されているのである。同様に、借入金の期末残高については、貸方合計40から借方合計10を控除して貸方残高30を計算している。この場合、この合計残高試算表ではすべての勘定項目が最初から無符号のまま取り込まれているために、借入金期末残高も無符号、すなわちプラスのままである。しかし、意味論の場で見ると、借入金はマイナス符号付きでなければならない。いま、取引①の商品20の現金購入取引について、現金5を支払い残額15は掛けとしたという仮定に変更してみよう。これを合計残高試算表のまま、その符号を付けて示すと次のようになる。

(借) 商品	+ 20	(貸) 現金	- 5
		買掛金	+ 15

※買掛金増加は無符号でプラスである。

明らかに貸方合計額は+10(=+15-5)となり、借方20と数値的に均衡しない。この例で、商品勘定の借方記入20はプラス、また同じ資産勘定に属する現金勘定の貸方記入はマイナス符号付きであることに問題はない。とすれば、問題は買掛金の方にあることは明らかである。買掛金の貸方増加記入はマイナス符号付きで-15とならねばならない。

(借) 商品	+ 20	(貸) 現金	- 5
		買掛金	- 15

※交換取引でゼロ等式が成立している。

合計試算表のまま、プラス・マイナスの符号を付けると、このように、矛盾が避けられなくなる。しかし、会計教科書では符号を付ける場合には、二元論によるのが通常のものである²⁾。プラス・マイナスの符号を付

けると、知らず知らずのうちに意味論の世界に踏み込んだことになるので要注意である。

第二に、プラス・マイナスの符号を付けると、諸項目間の「加算可能性」(加法性)が明確になるという利点がある。例えば、現金勘定の借方残高77と商品勘定の借方残高50の合計額は資産合計額127となり意味を持つ。しかし、同じ借方で、現金勘定残高77(プラス符号付き)と売上原価40(マイナス符号付き)の合計額117は意味を持たない。同じように、資本金勘定の貸方残高72(マイナス符号付き)と同じ貸方の売上勘定記入65(プラス符号付き)は加算しても意味がなく、本来、加算不可能である。しかし、通常の簿記書や会計書ではこれらを加算可能であるかのごとく処理している事例が多く見られる。

ここで、この合計残高試算表により純損益を計算してみよう。次の図表9-1で、合計残高試算表から純損益の計算を導き出している。本来、純損益は損益勘定の側からも貸借対照表勘定の側からも計算することができる。ここでは純損失ではなく純利益が計算されたと仮定しているが、図表の(1)に示すように、先ず損益勘定では純利益は貸方の収益合計額から借方の費用合計額を差引き、「貸方残高」として計算される。

また、貸借対照表勘定の側では、その(2)に示すように、変動差額計算と残高差額計算という二つの側面から計算することができるが、いずれの場合でも純利益は「借方残高」として計算される。

先ず、変動差額計算(a)は、合計残高試算表の「合計額」の欄から導き出したものである。期中の純増減高だけを取り出すために、項目ごとに合計欄の数値から期首残高を控除している。例えば、現金の合計額欄は107であるが、期首残高30を控除して期中の借方増加額は77となり、さらに貸

2) 桜井久勝(2019)「財務会計講義」中央経済社、27頁、図表2-6「貸借対照表等式による取引の分析」。

図表9-1 合計残高試算表と純損益計算

図表8の設例により純損益を計算する。

- (1) 損益勘定による純損益計算：純利益は貸方残高として計算される。

	借方	貸方	損益
売上		+ 65	+ 65
売上原価	- 40		- 40
純利益	- 40	+ 65	+ 25

- (2) 貸借対照表勘定による純損益計算：純利益は借方残高として計算される。

- (a) 変動差額計算。合計残高試算表の「合計欄」より。期首残高は控除する。

	借方	貸方	損益
現金	+ 77	- 30	+ 47
商品	+ 20	- 40	- 20
借入金	+ 10		+ 10
資本金		- 12	- 12
純損益	+ 107	- 82	+ 25

- (b) 残高差額計算。合計残高試算表の「残高欄」より。

	期末残高	差引	期首残高	損益
現金	+ 77	(-)	+ 30	+ 47
商品	+ 50	(-)	+ 70	- 20
借入金	- 30	(-)	- 40	+ 10
資本金	- 72	(-)	- 60	- 12
純損益	+ 25	(-)	0	+ 25

- (3) 変動差額計算と残高差額計算は、プラス・マイナスの符号をも含めて常に一致する。

- (4) 純資産概念による損益計算も同様である。

① 変動差額計算：資産増加27 - 負債減少 (-10) - 資本増加12 = 25

② 残高差額計算：期末純資産97 - 期首純資産60 - 資本増加12 = 25

- (5) 転換仕訳との関連。残高仕訳の議論で、資産勘定については期首残高を費用化し期末残高を収益化するが、負債資本勘定については期首残高を収益化し期末残高を費用化すると定義した。いま、借入金を例にとると、期首残高は「 $-(-40) = +40$ 」で収益化されており、期末残高は -30 で費用化されている。

方減少額30を控除してその純増加額は47となる。計算の結果だけに注目するのであれば、合計額欄の数値をそのまま用いて計算することもできる。先の図表7でも説明したように、各項目の期首残高はゼロ等式で貸借均衡しており、合計欄の純差額は期中の純増減額に一致するからである。ただ、ここでは概念上の正確性を期して、期中の変動差額だけに絞った形で計算するため期首残高を控除している。

次に、残高差額計算(b)は、「残高」の欄から各項目の残高を取り出したものである。ただ、ここで残高といっても、すべてが期末残高ではない。現金勘定77、商品勘定50、借入金勘定30はそのまま期末残高であるが、資本金勘定は純利益の資本金振替仕訳を行う以前の金額のままである。資本金の期末残高は、ここでの資本金残高72に、さらに純利益の資本金振替額25を加算して97としなければならない。

純利益は損益勘定では「貸方残高」として計算され、貸借対照表勘定では「借方残高」として計算される。これは複式性の構造から当然のことである。深層構造上の収益費用取引の定義から明らかなように、純利益が計算された場合、貸借対照表の借方のプラス記入は損益勘定の貸方のプラス記入と貸借反対に一对一の関連で連動しているからである。

また、筆者はこのように「純」差額として計算される価値を「単一の価値額」とも呼んでいる。特に貸借対照表に純損益という一個の勘定は存在せず、また、何らかの特定の諸勘定の集合として規定することもできず、

純利益は単に抽象的な一個の価値額としてのみ計算されるだけで、経験的にも識別不可能なものであるという意味を含めている。

貸借対照表勘定による純損益計算については、三つの要点を挙げておく。第一に、変動差額計算と残高差額計算はプラス・マイナスの符号を含めて常に一致するということである。会計理論では、期首残高と期末残高との差額計算を何か特殊なものとする傾向があるが、両計算は一枚の紙の表と裏の関係にあるものであって対立関係にあるものではない。

いま、資本金勘定だけを取り出し、その「変動差額計算」と「残高差額計算」との関連性を見てみよう。合計残高試算表では、資本金勘定以外の勘定残高はすべて「期末残高」である。これに対して、資本金勘定の残高額の欄は期首残高に期中の増資額を加算した額であって、その期末残高ではない。その期末残高の金額を決定するのはこれにさらに加算される純損益の振替額であることはいうまでもない。

先に述べたように、損益取引仕訳と資本金振替仕訳を一つのセットと見ると、資本金振替仕訳は取引仕訳の記入ごとになされるから常に期中の損益勘定での変動差額計算と連動していることになる。期末残高については、「資本金期末残高 = 期首残高60 + 期中増資高12 + 純利益の資本金振替高25 = 97」となり、資本金勘定の期末残高額は損益勘定の純損益計算によって自動的に決定されることになる。

第二に、純資産概念であるが、筆者は純資産概念についても「借方残高」という用語を用いている。正常に運営されている企業では資産額は負債額より大であるから、「純資産額 = 借方資産額 - 貸方負債額 = 借方純資産」という等式により借方残高となる。図表に変動差額損益計算と残高差額計算を示したが、純損益の計算では期中の資本増減額をも考慮しなければならず、純損益は純資産の変動だけで自動的に計算されるわけではない。純資産概念についてはそれを特別に強調するほどの意味はない。

第三に、貸借対照表勘定による残高差額計算(b)は「転換仕訳」と関連していることに注目しよう³⁾。転換仕訳では、消去仕訳と残高仕訳が適用されるが、このうち残高仕訳は期中の変動差額計算を残高差額計算に転換させるために追加される仕訳である。そこでは資産勘定については期首残高を費用化(-)し期末残高を収益化(+), 負債資本勘定については期首残高を収益化(+), 期末残高を費用化(-)すると定義している。いま、図表9-1の残高差額計算(b)を見よう。まず、資産勘定の代表として現金勘定を見ると、期首残高は「 $-(+30) = -30$ 」として費用化されており、期末残高は「 $+77$ 」として収益化されている。現金項目の残高差額は $+47$ となる。これに対して、負債勘定の借入金勘定を見ると、期首残高は「 $-(-40) = +40$ 」で収益化されており、期末残高は「 -30 」で費用化され、期首と期末との残高差額は $+10 (=40-30)$ となる。ここでの定義は転換仕訳としての残高差額計算の定義とも符合していることが明らかであろう。

ここで変動差額損益計算と残高差額計算の関連性についての理解を深める意味で、転換仕訳に簡単に触れておくことにする。図表9-2にその概要を述べている。この設例では、商品売買損益計算は、図表9-1の(1)に示すように「売上原価法」によっている⁴⁾。これは商品の期中の増加減少の仕訳によって損益を計算しているので変動差額損益計算に属する。ところが、この計算に転換仕訳を適用することによって、それを残高差額計算に転換させることができるのである。この残高差額計算の形をとる仕訳法が「三分法」である。

まず、その(1)に示すように、売上原価法の仕訳に消去仕訳を適用する。

3) 田中茂次(2018)「会計の意味論」中央大学出版部, 140頁, 図表4-8。

4) 田中茂次(2020)「商品売買損益計算の意味論」商学論纂, 第62巻第1・2号, 121-145頁。

図表9-2 変動差額計算と残高差額計算

図表8の設例を引き継ぎ、商品売買損益計算につき、転換仕訳を適用して残高差額計算に転換する。売上原価法（変動差額計算）は三分法（残高差額計算）に変わる。

(1) 消去仕訳

① (借) 商品増 -20 (貸) 商品 -20

※図表8の仕訳①について、商品増加（収益取引）20を反対仕訳によって消去する。現金減少20の仕訳はそのまま残る。

② (借) 商品 +40 (貸) 売上原価 +40

※図表8の仕訳②のうち、商品減少（費用取引）40を反対仕訳によって消去する。現金増加65の仕訳はそのまま残る。

(2) 残高仕訳（三分法）

① (借) 仕入 -70 (貸) 繰越商品 -70

※前期繰越商品70を仕入勘定に振替える。期首残高の費用化である。

② (借) 繰越商品 +50 (貸) 仕入 +50

※期末繰越商品50を次期へ繰越す。期末残高の収益化である。

(3) 商品売買損益計算：

1：商品の残高差額計算

期首商品残高	-70	
期末商品残高	<u>+50</u>	
<u>商品残高差額計算による損益</u>		-20

2：現金の変動差額計算

商品仕入・現金減少①	-20	
売上・現金増加②	<u>+65</u>	
<u>現金変動差額計算による損益</u>		+45
<u>商品売買益</u>		<u>+25</u>

※商品売買損益計算は転換仕訳の適用により、変動差額計算の売上原価法から残高差額計算の三分法へ転換している。現金勘定についての仕訳は期中の変動差額計算のままである。

交換取引の仕訳については、それを収益取引仕訳と費用取引仕訳に分解したうえで、商品変動の仕訳のみを消去する。例えば、商品購入の仕訳は「(借) 商品20 (貸) 現金20」であるが、このうち、商品の増加を示す収益

取引仕訳のみを反対仕訳①によって消去するのである。現金減少の費用取引仕訳はそのまま残る。

同図表の(3)に示すように、三分法では、商品勘定の残高差額計算と現金勘定の変動差額損益計算の結合によって商品売買損益計算がなされていることがわかる。

2 純損益の資本金振替仕訳の追加

いま、合計残高試算表に純利益の資本金振替仕訳を追加すると図表10のようになる。ここで試算表の各数値にプラス・マイナスの符号をつけているが、ここで記入されている資本金残高は期首繰越残高と当期増資高との合計額-72であり、これと純損益+25は、本来、加算可能ではないという

図表10 資本金振替仕訳を追加した合計残高試算表

合計残高試算表				
借方残高	借方合計	勘定科目	貸方合計	貸方残高
+77	+107	現金	-30	
+50	+90	商品	-40	
	+10	借入金	-40	-30
		資本金	-72	-72
		資本金	-25	-25
		売上	+65	+65
-40	-40	売上原価		
-25	-25	損益		
192	272	合計額	272	192
説明：純損益の資本金振替仕訳25を追加している。上部が貸借対照表，下部が損益計算書である。				

点がはっきりする。この資本金残高は純利益の資本金振替額 -20 とのみ加算可能である。これに対して、通常の合計残高試算表では、資本金振替仕訳無しで資本金 $+72$ と純利益 $+25$ が同じ貸方側に並列するために、両者が直接に加算可能であるかのごとく誤解されやすい。純利益の資本金振替後の資本勘定の合計額 -97 ($= -72 - 25$) が資本金 $+72$ に純利益 $+25$ を直接に合算したかのごとく誤解されやすいのである。資本の部に同じ貸方残高としての純利益を直接に加算することが可能であるかのごとき誤解は、負債資本アプローチをはじめ会計理論上の通念に根深く浸透しているものの一つである。

IV 精算表

次に、決算時に作成される精算表の構造を考察しよう。通常の精算表で作成される貸借対照表については重大な疑問がある。いま、これまでの設例の取引仕訳のほかに、期末決算時の棚卸により商品について棚卸減耗損 5 が追加的に認識されたと仮定して、図表11に、通常の精算表を作成している。貸借対照表欄が「(借方) 現金 77 + 商品 45 (貸方) 借入金 30 + 資本金 72 + 当期純利益 20 」となっていることに注目しよう。ここで特に問題となるのは、貸借対照表に「当期純利益 20 」という項目が現れることが可能か、すなわち、当期純利益 20 を資本金 72 に直接に加算することが可能かという問題である。いま、最下行で損益計算書と貸借対照表とで貸借反対に記入された「当期純利益 20 」は何を意味するか、その指示対象は何かという問いを出されたとして、どのように答えるべきであろうか。

損益勘定ではすでに純利益 20 (売上 65 - 売上原価 40 - 棚卸減耗費 5) が「貸方残高」として計算されており、その借方に追加記入された「当期純利益 20 」は、単に損益勘定の貸借を均衡させるための形式的な記入にすぎない。また、貸借対照表勘定では純利益 20 ($=$ 現金 77 + 商品 45 - 借入金 30 - 資

図表11 精算表

[設例] 図表8の設例に、決算整理事項として商品の棚卸減耗費5を追加する。
(借) 棚卸減耗費5 (貸) 商品5。

精算表								
勘定科目	残高試算表		整理記入		損益計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
現金	77						77	
商品	50			5			45	
借入金		30						30
資本金		72						72
売上		65				65		
売上原価	40				40			
	167	167						
棚卸減耗費			5		5			
当期純利益					20			20
			5	5	65	65	122	122

問題点：

(1) 精算表のまま貸借対照表を作成すると次のようになる。ここで「当期純利益」の指示対象は何か。

貸借対照表			
現金	77	借入金	30
商品	45	資本金	72
		当期純利益	20
	122		122

(2) 損益計算書では貸方残高として当期純利益20が計算され、貸借対照表では借方残高として当期純利益20が計算されている。貸借反対の当期純利益の記入は無意味である。

(3) 貸借対照表勘定では純利益+20が資本金-72と加算可能であるかのごとくみなされている。

本金72) がプラス価値を伴ってすでに「借方残高」として計算されており、貸方に記入された「当期純利益20」もその貸借を均衡させるための形式的な記入にすぎない。この貸方記入は実質的な意味を持たないのである。

そうすると、この貸借反対の二つのセルを埋めるものは純損益の資本金勘定への振替仕訳でなければならない。この資本金振替仕訳が追加されてこそ損益勘定が閉じられ、貸借対照表も完成する。次の図表12では、通常の精算表に純利益の資本金振替仕訳を追加して示している。

複式簿記の解説書を見ると、純損益の資本金振替仕訳が明確に述べられるのは、「帳簿決算の手続き」を説明する段階においてである。すなわち、

図表12 純利益の資本金振替仕訳を追加した精算表

精 算 表								
勘定科目	残高試算表		整理記入		損益計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
現 金	77						77	
商 品	50			5			45	
借 入 金		30						30
資 本 金		72						72
資 本 金								20
売 上		65				65		
売上原価	40				40			
	167	167						
棚卸減耗費			5		5			
損 益					20			20
			5	5	65	65	122	122
説明：精算表は合計残高試算表を前提においているので、貸借対照表を作成するためには純利益の資本金振替仕訳の追加が不可欠である。								

大陸式の場合には、「純損益振替後の資本金額」を含んだ「残高勘定」が作成される。また、英米式決算の場合には、「純損益振替後の資本金額」を含んだ「繰越試算表」が作成される。つまり、純損益振替後の資本金額が計算表の中に姿を現すのは、帳簿上の貸借対照表の諸勘定を次期に繰り越す段階においてだけである。精算表は合計残高試算表のなかで純損益額を決定するだけでよく、資本金振替仕訳まで考慮する必要はないと見ているのかもしれない。しかし、期中のどの時点でも貸借対照表は作成可能であり、その場合には財務諸表を考える場合、常に純損益の資本金振替仕訳を前提におかなければならない。当然、精算表の貸借対照表欄においても、貸借対照表を作成するのであれば純損益の資本金振替仕訳を無視することはできないはずである。合計残高試算表では、貸借対照表の作成は前提におかれていないのでそのままよい。しかし、精算表では、合計残高試算表を出発点におきながらも、期末貸借対照表の作成の欄が設定されている。したがって、ここでの純利益の資本金勘定振替仕訳の無視は決定的なミスとなる。

図表12の精算表は通常の精算表のとおり、一元論のプラス・マイナスの符号を付けていないが、損益計算書欄と貸借対照表欄に符号を付けてみると、損益計算書では「売上原価-40、棚卸減耗費-5、損益(振替)-20」であり、貸借対照表では「借入金-30、資本金-72、資本金(振替)-20」となる。損益計算書の貸方残高としての当期純利益+20は、貸借対照表では-20にマイナス化したうえで資本金勘定貸方に加算可能となっている。通常の精算表では、無造作に、損益計算書の貸方残高+20が、このプラス符号のまま同じプラス符号付きの資本金+72に加算可能であるかのごとく処理されている。このような貸借対照表は誤りというほかないのである。

複式簿記の教科書を見ると、精算表の貸借対照表をそのまま貸借対照表として掲げているものが多い⁵⁾。貸借対照表の貸方の「資本の部」が「資

本 $\dot{\text{金}}60 + \text{当} \dot{\text{期}} \text{純} \dot{\text{利}} \dot{\text{益}}20$ 」となっているのである。これは不適切というほかはない。現在、日本では、多くの簿記教科書が同じような貸借対照表を表示している。おそらく、会計学の通念上の意味論に見られる混乱は、このような曖昧な計算書にその根を持っているといっても過言ではないと思われる。

資 $\dot{\text{本}} \dot{\text{金}} \dot{\text{に}} \text{純} \dot{\text{利}} \dot{\text{益}} \dot{\text{を}} \text{直} \dot{\text{接}} \dot{\text{に}} \text{加} \dot{\text{算}} \dot{\text{す}} \dot{\text{る}} \dot{\text{こ}} \dot{\text{と}} \dot{\text{が}} \text{可} \dot{\text{能}} \dot{\text{で}} \dot{\text{あ}} \dot{\text{る}} \dot{\text{か}} \dot{\text{の}} \dot{\text{よ}} \dot{\text{う}} \dot{\text{な}} \text{勘} \dot{\text{定}} \dot{\text{観}}$ は、現在の資産負債アプローチの根底に見られるものである。このアプローチは純資産概念（資本）を出発点におくため、負債についてはそれをマイナスとする点で通常二元論とは異なる。しかし、資本の部をプラスと見る点では二元論を基礎におく会計学の通念と一致している。

資産負債アプローチは「資本（純資産）の部」の変動がそのまま本来の損益計算を行っているかのごとき説明法をとる。このアプローチを基礎としたグローバルな国際会計基準もこの点で通念の二元論と共通点を持ち、昨今、はやりの言葉で言えば、ポピュリズムの一体系を形成しているということもできよう。そしてまた、通常の精算表から作成されるところの、純損益の資本金振替仕訳なしの貸借対照表も期せずしてこれに迎合する結果となっている。

このような意味論上の問題点は二元論と純利益の資本金振替仕訳の無視という二つの点に絞ることができよう。ここで複式簿記や会計学の入門書を検討することは差し控えるが、二元論のプラス・マイナスの符号を付けたうえで、合計試算表から直接に借対照表等式を導き出そうとしている例も見られる⁶⁾。合計残高試算表からそのまま「資産 = 負債 + 資本金 + 利益、資産 = 負債 + 資本金 + (収益 - 費用)、資産 + 費用 = 負債 + 資本金 + 収益」という三つの等式を引き出し、これらを貸借対照表等式と名付けているの

5) 加古宣士他, 207頁。

6) 桜井久勝, 27-30頁。

である。しかしながら、ここではまだ貸借対照表は作成されておらず、これらの等式は合計試算表等式であって貸借対照表等式ではない。貸借対照表等式に損益勘定が含まれることはないはずである。

V 財産法の不思議

アメリカ会計学には意味論が全くといっていいほど存在しない。日本の会計論者によく取り上げられる米国系の会計学者たちにしても、筆者が想定しているような意味論への志向がみじんも存在しないのである。会計理論の領域は、おおまかに会計規範論と会計実証論に二分されており、実用主義のお国柄らしく、それに先行するはずの会計構造論の場が全く存在しないのである。計算構造論の領域ではすでに問題は解決済みと見ているのか、あるいはまた複式簿記の勘定体系についてはすでに共通の認識が成立していて改めて議論するほどのこともないと見ているのか、その辺の事情はよくわからない。いずれにしても、ある企業会計原則のなかにある特定の勘定観が紛れ込んでいる場合、これを批判する場が存在しないというのが現在の会計学的状況といえよう。

ただ、構造論にかかわる議論としては、しばしば、損益法と財産法を対立させ、両者の間になにか理論的対立関係があるかのごとき議論がなされることが多い。これまで変動差額と残高差額の問題を取り上げてきたので、それに関連するものとして、この二項対立概念を批判検討しておきたい。

それによると、損益法は資本を増加させる原因となる収益から資本を減少させる原因となる費用を控除して純利益を計算する方法であり、これに対して、財産法は純財産(資本の部)の期末残高から期首残高を控除した増殖分をもって純利益を計算する方法であるという⁷⁾。そして、会計理論の歴史は前者から後者へと移行した、という。先の精算表の設例(図表12)

を用いると次のようになろう。

損益法等式……収益65－費用45＝純利益20

財産法等式……期末資本金92－(期首資本金60＋増資額12)＝純利益20

※期末資本金残高92＝期首資本金60＋期中増資額12＋純利益の資本金
振替額20

これら二つの式の間には理論上の対立があるのであろうか。

まず、第一に、当期純利益は期末資本金から期首資本金を控除して計算されるわけではない。財産法の定義のままでは、その計算式を示せば「期末資本金92－期首資本金60＝純利益32」となり正しい純利益20は計算されない。期中の増資額12は期首資本金ではないからである。純利益を計算するためには、期末資本金92から期首資本金60を控除し、さらに増資額12を控除しなければならない。減資額は加算する。したがって、資本金勘定では期首資本金と期末資本金との差額で純利益を計算するという「残高差額計算」を軸に純利益を定義することはできない。さらに、ある簿記教科書には、純損益の計算として、次の式が挙げられていた⁸⁾。

期末純資産（資本）－期首純資産（資本）＝当期純利益

これを「財産法」というのだという。しかし、複式簿記のどこに、このような計算構造が伏在しているのであろうか。意味論からすれば、この純資産（資本）は貸方残高であるから、マイナス符号付きとなり、この式によれば純利益は「－32」と計算される。

7) 桜井久勝, 42-43頁。

8) 加古宣士他, 3-6頁。

第二に、資本金の期末残高そのものを決定するのは当期純利益の資本金振替額である。財産法の等式で、資本金の期末残高は92となっているが、ここにはすでに「純利益の資本金振替額20」が含まれているのである。かくて、資本金勘定の期末残高は損益勘定で計算された当期純利益額のいかんによって自動的にきまる。資本金の残高差額計算が純利益を決定するのではなく、損益勘定の純利益額が資本金の期末残高を決定するのである。損益法だけで十分である。

このような二項対立概念については、これまで考察してきた意味論との関連で問題点を指摘することができる。第一に、基本的なことは、変動差額計算と残高差額計算との間に対立関係があるはずがないという点である。財産法の議論で特に資本勘定での計算を残高差額計算と定義するとき、損益勘定は変動差額計算と見ているのであろう。しかし、すでに図表9-1で明らかにしたように、変動差額計算はプラス・マイナスの符号を含めて残高差額計算と常に一致する。両者は一枚の紙の表と裏の関係にあり、数理的に見ても対立関係にあるものではない。絶対値だけを考えた場合、純損益とそれと振替関係にある資本勘定の変動差額および残高差額が一致するのは当然のことである。なぜ、資本金勘定についてのみ残高差額計算を想定するのか不可解というほかないのである。

アメリカでは「損益計算書重点主義か貸借対照表重点主義か」という観点から、損益計算書と貸借対照表の間に「あれかこれか」という対立関係を設定して議論する風潮がある。歴史的に見ても、損益計算書による費用収益対応関係の強調は取得原価主義強調の時期と結び付いて強調されたということもあって、「損益計算書重視(損益法) = 取得原価主義」に対して「貸借対照表重視(財産法) = 時価主義評価」という対立概念のもとで議論する傾向が定着したのではないかと考えられる。純損益を「資本勘定の残高差額」として計算するという考え方も、損益計算書での費用収益対応と

いう考え方に反発した形で定着したのであろう。

しかし、この問題を「貸借対照表・対・損益計算書」という対立関係に還元して論ずることは不適切というほかない。これまでの考察から明らかのように、貸借対照表の変動と収益費用の認識との間には、複式簿記の構造上、常に一対一の関係があり、そこに対立関係が生ずる余地はない。

会計理論の歴史は損益法から財産法へ移行したという場合、これは恐らく取得原価主義から時価主義会計または公正価値評価会計へという評価基準の歴史的移行を絡ませて述べているのであろうと思われる。しかし、最初に述べたように、時価主義評価を適用する場合でも、財の時価変動の認識は先ず「取引仕訳」を通じて損益勘定に反映される。そしてさらに純損益の資本金振替過程を経過する点でその他の損益と同じである。選択適用された評価原則が変われば、貸借対照表勘定と費用収益勘定は連動しながら変動する。両勘定体系の間の一対一という対応関係に変化はない。評価方法の対立はあくまで複数の選択可能な評価基準の間の対立であって、貸借対照表勘定と損益勘定の間に対立ではない。

VI 資産負債アプローチと二元論

先に米国の会計理論には意味論への志向が全く存在しないと述べたが、意味論から見た場合、実は負債資本アプローチはその矛盾にせまる深刻な問題を抱えているのである。これまでも筆者がしばしば取り上げている論点の一つであるが、ここで新株予約権の仕訳を見てみよう。新株予約権を無償で役員等に交付した場合、仕訳は次のようになる。

(借) 株式報酬費用 x (貸) 新株予約権 x

いま、これにプラス・マイナスの符号を付けてみる。

(借) 株式報酬費用 - x (貸) 新株予約権 - x

この仕訳の貸方にプラス符合を付けることはできない。費用取引であるから複式性の原理により、貸借対照表勘定も損益勘定も同じマイナス符合付きである。一方、アメリカ会計学では新株予約権は当初から「株式資本」に組み込まれる。ということは、新株予約権は費用を発生させつつ、マイナス符合付きのまま資本金勘定に加算されるということになる。その結果、この処理法は負債部分と区別して資本の部を純資産や純利益の計算の場と見る資産負債アプローチの定義法と基本的に矛盾することにもなる。資産負債アプローチは自己の内部に矛盾をかかえたままであり、そもそも意味論がないのでその矛盾に気づいていないだけである。

貸借対照表の貸方項目を負債部分と資本部分に二分して、後者を純資産と規定し、両者に異なった計算原理を想定すること自体、元々、無理な話である。日本に以前より存在する新株予約権付社債や、債務の株式化を意味するデット・エクイティ・スワップのような取引形態が存在することからもわかるように、社債と株式の間には、資金調達法というその性質上、もともと選択的で代替的ともいえる関係がある。両者はともに同じマイナス符号付きであり、両者をどのように分類するかという分類問題が発生するのも、このような代替的・選択的な関係があるからこそである。筆者の意味論では資産負債アプローチを「折衷論」（負債については一元論、資本については二元論）として位置づけたが⁹⁾、このような区分法を前提においた意味論は、もともと成立不可能というべきである。

9) 田中茂次「会計の意味論」, 37-40頁。

おわりに

意味論が存在しないということは、ある特定の団体が掲げる多くの企業会計基準についてそれが内包している勘定観をチェックするシステムが存在しないということでもある。このようなチェックシステムの欠如が会計理論の分野にいかなる状態をもたらしているかは日本の簿記教科書の現状を見ればよくわかる。例えば、純損益計算の説明では、冒頭に「期末純資産（資本）－期首純資産（資本）＝当期純利益」という財産法の計算式がおかれ、簿記教科書の入り口は財産法の一色に染め上げられている。複式簿記の計算機構のどこにこのような計算システムが伏在しているのか理解に苦しむほかないが、複式簿記論の純粹性と自立性を保持するために、このような事態にどのように対処すべきか再考する必要があると思われる。